

平成 1 9 年 度

宍粟市一般会計及び特別会計（公営企業会計含む）
決算に基づく健全化判断比率等審査意見書

宍 粟 市 監 査 委 員

平成19年度決算に基づく健全化 判断比率等に係る審査意見書

1 審査の期間

平成20年 8月19日～平成20年 9月11日

2 審査の対象

平成19年度一般会計及び特別会計（公営企業会計含む）決算に基づき健全化判断比率及び資金不足比率

3 審査の方法

この審査は、市長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼に関係職員から説明を聴取し実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

記

(単位：%)

区 分	平成19年度 決 算	早期健全化基準 経営健全化基準	財政再生基準	備 考
実質赤字比率	—	12.82	20.0	
連結実質赤字比率	—	17.82	40.0	
実質公債費比率	19.0	25.0	35.0	
将来負担比率	204.5	350.0		
資 金 不 足 比 率	水道事業特別会計	—	20.0	
	病院事業特別会計	—	20.0	
	農業共済事業特別会計	—	20.0	
	簡易水道事業特別会計	—	20.0	
	下水道事業特別会計	—	20.0	
	農業集落排水事業特別会計	—	20.0	

(2)個別意見

ア 実質赤字比率について

平成19年度は実質赤字額が生じていないことから、早期健全化基準の12.82%を下回っており、「－」で表示しているものである。

イ 連結実質赤字比率について

平成19年度は全ての会計で実質赤字額は無く、連結実質赤字額が生じていないことから、早期健全化基準の17.82%を下回っており、「－」で表示しているものである。

ウ 実質公債費比率について

平成19年度の実質公債費比率は、19.0%となっており、早期健全化基準の25.0%を下回っているが、依然高水準となっており低減に努められたい。

エ 将来負担比率について

平成19年度の将来負担比率は、204.5%となっており、早期健全化基準の350.0%を下回っているが、さらに将来負担の軽減に努められたい。

オ 資金不足比率について

平成19年度は全ての公営企業会計で資金不足額が生じていないことから、経営健全化基準の20.0%を下回っており、「－」で表示しているものである。

(3)是正改善を要する事項

指摘すべき事項は、特にない。